

# コンプライアンス規定

岡山県小学生バレーボール連盟

## 1. 目的

この規定は、岡山県小学生バレーボール連盟全ての役員（以下「小連役員」という。）及び全てのチーム関係者が、スポーツ関係者としてのコンプライアンスに違反する行為により、他から疑惑や不信を招き批判を受ける事のないよう、あらかじめガイドラインとして禁止事項を示し、県内の小学生バレーボールの健全な普及、発展の為に注意を喚起することを目的とする。

## 2. 禁止事項

次に掲げる行為を禁止すると共にほう助する行為も禁止する。

イ 体罰・暴力行為、いじめ、あらゆるハラスメント、個人的な差別等人権尊重の精神に反する行為などを行うこと。

ロ 小連役員及び他のチーム関係者等への品位又は名誉を著しく傷つけることや信頼を失墜させること。

ハ 新規登録及び選手の中途移籍に関し、所要の手続きを経ずして勧誘、強要すること。

ニ その他、スポーツマン精神に反する行為を行うこと。

## 3. 処分規定

2の禁止事項に違反した場合、日本小学生バレーボール連盟関係者処分基準別表により役職等の除名あるいは永久若しくは一定期間の停職、活動の停止などの処分を行う。ただし、行為の事実が当事者の故意とは言えない場合や、軽微な場合は注意又は警告にとどめる。

## 4. 処分の手続き

岡山県小学生バレーボール連盟会長は、2に掲げる禁止行為の報告等があった場合、コンプライアンス委員長に委員会の開催、及び調査を指示するものとする。

コンプライアンス委員長は、関係団体若しくは個人より事故（事案）発生報告書を徴するとともに調査及び当事者から聴き取りを行い、コンプライアンス委員会で処分を決定する。なお、必要とする案件は日小連と協議し、決定した事項については常任理事会及び理事会等に報告する。

## 5. コンプライアンス委員会

委員会には役員を置く。

委員長 1名

副委員長 若干名

委員 若干名（各地区長、委員長）

事務局 1名（総務委員長）

※委員長が必要と認めた時は、随時委員を招集することができる。

6. 事故（事案）発生報告書の受理

事故（事案）発生報告書は岡山県小学生バレーボール連盟会長に届いたことで受理とする。

7. その他

細則については必要に応じて別に定める。

8. この規定は平成18年4月1日から施行する。

平成24年3月25日一部改正

令和8年3月29日一部改正